

# 中小規模事業所対策

規制的手法が適用されない中小規模事業所の温暖化対策

# 報告書制度を軸に取組を底上げ

都は、キャップ&トレード制度の対象外となる中小規模事業所を対象に、2010年度から「地球温暖化対策報告書制度」を開始しました。制度開始以降、報告書を提出した事業所においては、着実なCO<sub>2</sub>削減の実績が上がっています。

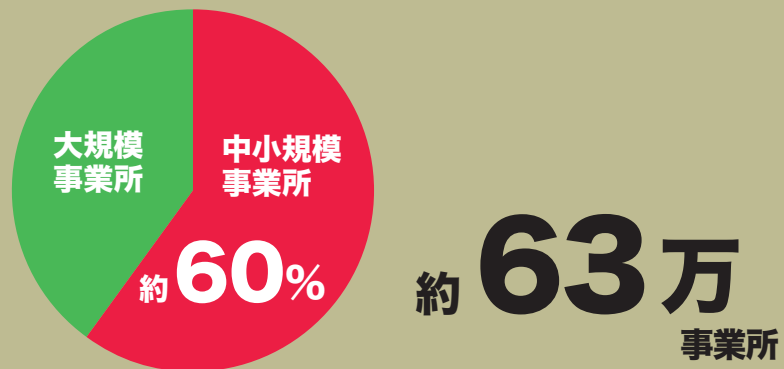
## 都内に約63万存在する 中小規模事業所

中小規模事業所とは、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL未満の事業所で、都内に約63万存在します。中小規模事業所は、キャップ&トレード制度の対象外であり、削減義務はありません。一方で、中小規模事業所のCO<sub>2</sub>排出量は、産業・業務部門全体のCO<sub>2</sub>排出量の約6割を占めており、その取組をいかに底上げしていくかが、産業・業務部門のCO<sub>2</sub>削減の重要な要素となります。

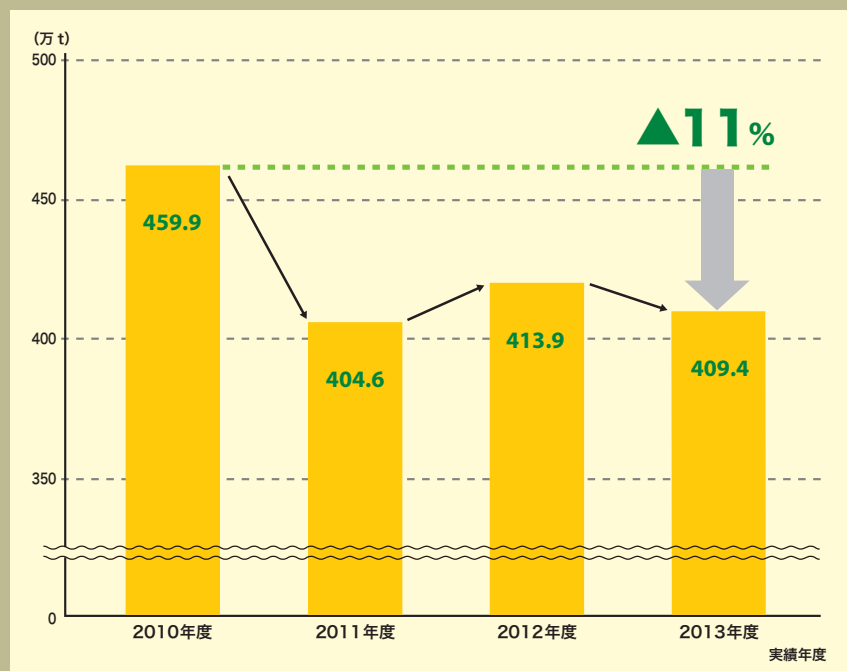
## 報告書を提出した事業所では 省エネ・節電が定着

報告書を提出した事業所のCO<sub>2</sub>排出量の合計は、都内の中小規模事業所全体の約1/3もの割合を占めています。これら多くの報告書データを集計・分析することで、中小規模事業所の実態把握につながる貴重な情報が得られます。直近の4年間連続して報告書を提出した事業所の2013年度のCO<sub>2</sub>排出量の合計は、震災前の2010年度と比べて11%減少しています。これは、震災直後の負担の大きい取組で排出量が大幅に減少した2011年度と同水準の削減率であり、中小規模事業所では、報告書制度を通じて省エネ・節電の取組が継続していることが分かります。

都内産業・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量シェア



4年連続して報告書を提出した事業所のCO<sub>2</sub>排出実績の推移(25,579事業所)



## 中小規模事業所の例



オフィステナントビル (港区)



小売店舗 (台東区)



大学施設 (新宿区)